

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 町における組織・体制の整備

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、次のとおり、各部課等の平素の業務、職員の参集体制等について定める。

1 町の各部課等における平素の業務

町の各部課等は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。

部 課 等 名		平素の主な業務
総務部	総務課 情報・防災課 選挙管理委員 会事務局	(1)国民保護措置に関する総合調整に関すること。 (2)町国民保護協議会の運営に関すること。 (3)町国民保護計画に関すること。 (4)初動体制の整備に関すること。 (5)町対策本部及び町緊急事態連絡室に関すること。 (6)通信体制の整備に関すること。 (7)消防事務組合、道、道警察、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、他市町村等との連絡体制の整備に関すること。 (8)国民の権利利益の救済に関する手続きの整備に関すること。 (9)救援物資及び資材の備蓄等に関すること。 (10)研修及び訓練に関すること。 (11)危機情報等の収集、分析等に関すること。 (12)警報、緊急通報、避難の指示及び避難実施要領の内容の通知・伝達体制の整備に関すること。 (13)退避の指示に関すること。 (14)被災情報の収集・提供体制の整備に関すること。 (15)安否情報の収集・提供体制の整備に関すること。 (16)避難実施要領の策定に関すること。 (17)車両の調達に関すること。 (18)国民保護に関する啓発等に関すること。 (19)特殊標章等の交付及び管理に関すること。 (20)その他各部課等に属さない国民保護に関すること。

部 課 等 名		平素の主な業務
総務部	税務課 収納課	(1)被災世帯、被災住家の調査に関する事。 (2)被災者に対する町税の減免及び徴収猶予に関する事。
企画財政部	企画課 広報広聴課	(1)住民に対する警報、緊急通報、避難の指示、避難実施要領及び退避の指示の内容の伝達体制の整備に関する事。 (2)その他住民に対する広報に関する事。 (3)報道機関との連絡調整に係る体制整備に関する事。 (4)住民組織等との連絡調整に係る体制整備に関する事。
	財政課	(1)国民保護措置等の予算措置その他財務に関する事。
保健福祉部	福祉課 子ども福祉課	(1)高齢者、障がい者等の安全確保等に係る体制の整備に関する事。 (2)救援物資の調達及び配布に係る体制の整備に関する事。 (3)日本赤十字社との連絡調整に関する事。 (4)ボランティア団体等に関する事。 (5)保育園児等の安全確保等に係る体制整備に関する事。
	保健センター 保健課 地域包括支援センター 高齢者福祉課	(1)医療及び防疫の実施に係る体制整備に関する事。 (2)医療機関、医師、看護師等との連絡体制の整備に関する事。 (3)医薬品及び衛生材料の確保に関する事。 (4)救護所の設置及び管理に係る体制整備に関する事。
町民生活部	町民課	(1)避難所の総括に関する事。 (2)安否情報の収集・提供体制の整備に関する事。
	木野支所	(1)被災情報の収集及び報告体制の整備に関する事。 (2)安否情報の収集及び提供体制の整備に関する事。
	環境生活課	(1)廃棄物の処理に関する事。 (2)危険動物及びペット動物の対策に関する事。 (3)防疫の支援に係る体制整備に関する事。 (4)埋葬及び火葬に関する事。 (5)汚染防止対策及び緊急措置に係る体制整備に関する事 (6)し尿のくみ取り、へい獣の処理等に係る体制整備に関する事。 (7)交通対策に伴う関係機関との連絡体制の整備に関する事。 (8)被災者の捜索及び救出に係る体制の整備に関する事。 (9)死体の捜索及び処理に係る体制の整備に関する事。

部 課 等 名	平素の主な業務	
経済部	農政課	(1) 農林業関係機関との連絡体制の整備に関する事 (2) 家畜の安全確保、飼料の確保その他畜産に係る対策に関する事 (3) 林野火災対策に関する事 (4) その他農林業に係る対策に関する事
	産業連携課	(1) 産業間との連絡体制の整備に関する事 (2) 地場産品の消費流通対策及び販売促進に関する事 (3) ふれあい交流館・特産センター利用者の安全確保等に係る体制整備に関する事
	商工観光課	(1) 商工・観光事業者等との連絡体制整備に関する事 (2) 多数の者が利用する施設等における安全確保等に関する事 (3) 入込客等の安全確保等に係る体制の整備に関する事 (4) 物価安定対策に関する事
	土地改良課	(1) 土地改良施設等の保全に関する事 (2) 水防に関する事
建設水道部	都市計画課	(1) 被災市街地の復興計画に関する事
	土木課	(1) 道路・橋梁の保全に関する事 (2) 水防に関する事 (3) 土木建設用機械等の確保に関する事
	建築住宅課	(1) 応急仮設住宅等の確保に関する事 (2) 公営住宅の保全に関する事
	上下水道課	(1) 上下水道施設の保全に関する事 (2) 応急給水の実施体制の整備に関する事 (3) 給水機器及び資材の確保に関する事 (4) 水質の保全及び水源河川状況調査に関する事

部 課 等 名		平素の主な業務
出納室		(1)現金及び物品の出納及び保管に関すること (2)各部課等に対する応援のための体制整備に関すること。
議会事務局総務課		(1)国民保護措置等に係る報告その他議会との連絡調整に関すること。 (2)各部課等に対する応援のための体制整備に関すること。
監査委員事務局		(1)各部課等に対する応援のための体制整備に関すること。
農業委員会事務局		(1)農業関係機関との連絡体制の整備に関すること。 (2)その他農業に関する対策に関すること。
教育委員会 事務局教育部	管理課	(1)教育施設の保全に関すること。 (2)児童生徒の安全確保等に係る体制整備に関すること。 (3)被災児童及び生徒の学用品の提供に関すること。
	生涯学習課	(1)社会教育施設の保全に関すること。 (2)社会教育施設利用者の安全確保等に係る体制整備に関すること。 (3)文化財の保護に関すること。 (4)在住外国人関係団体等との連絡調整に関すること。
	文化センター	(1)文化センター利用者の安全確保等に係る体制整備に関すること。
	図書館	(1)図書館利用者の安全確保等に係る体制整備に関すること。
	スポーツ課	(1)体育施設利用者の安全確保等に係る体制整備に関すること。

※消防事務組合における平素の業務

部 署 名	平素の主な業務
北十勝消防事務組合 消防本部（以下「消防本部」という。）	(1)情報収集・提供体制の整備に関すること。 (2)消防事務組合における国民保護措置の総合調整に関すること。 (3)特殊標章等の交付及び管理に関すること。 (4)広域消防相互応援に関すること。 (5)緊急消防援助隊に関すること。
北十勝消防事務組合 音更消防署（以下「消防署」という。）	(1)武力攻撃災害への対処に関すること。（救急及び救助を含む。） (2)住民の避難誘導に関すること。 (3)研修及び訓練に関すること。 (4)消防団との連携に関すること。

2 町職員の参集体制等

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

町は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

町は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、消防事務組合との連携を図りつつ当直等の強化を行うなど、速やかに幹部職員及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

(3) 町の体制及び職員の参集範囲等

町は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、次の体制を整備するとともに、その参集範囲を定める。

その際、町長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

【体制及び参集範囲】

体制	事態認定	参集範囲
第1警戒体制	なし	国民保護担当職員及び事態に応じた関係部課等の職員を参集する。
第2警戒体制	あり	原則として、全職員の参集を行うが、具体的な参集範囲は、事態の状況に応じ、その都度判断する。
第1非常配備体制	なし	原則として、全職員の参集を行うが、具体的な参集範囲は、事態の状況に応じ、その都度判断する。
第2非常配備体制	あり	全職員を参集する。
第3非常配備体制	あり	全職員を参集する。

【体制の判断基準及び活動の概要】

体制	体制の判断基準	活動の概要
第1警戒体制	国、道等から事態認定につながる可能性があること又はそのような事態が発生するおそれがあることの通報若しくは通知を受けた場合など、町の全部課等での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	国民保護担当及び関係部課等の職員により事態に関する情報の収集を図り、幹部職員へ状況を知照するほか、必要に応じて関係部課等へ状況を知照する。 また、総務課長は、事態の状況に応じて、関係部課等の職員若しくは全職員の職場待機又は自宅待機を指示する。
第2警戒体制	事態認定がなされたが、対策本部設置の通知がない場合で、具体的な被害がないなど、情報収集等の対応が必要な場合	国民保護担当及び関係部課等の職員により事態に関する情報の収集を図る。 また、総務課長は、事案の発生に備え全職員の職場待機又は自宅待機を指示する。
第1非常配備体制	現場からの情報により多数の人を殺傷する行為、建造物が破壊される行為等の事案の発生を把握した場合など、町の全部課等での対応が必要な場合	町対策本部に準じた音更町緊急事態連絡室（以下「町緊急事態連絡室」という。）を設置し、武力攻撃事態等及び緊急対処事態の規模、避難、受入れの要否等に応じて、各部課等の事務分担に基づき必要な活動を実施する。
第2非常配備体制	現場からの情報により多数の人を殺傷する行為、建造物が破壊される行為等の事案の発生を把握した場合などで、事態認定がなされ、対策本部設置の通知はないが、町の全部課等での対応が必要な場合	
第3非常配備体制	町対策本部設置の通知を受けた場合	町対策本部を設置し、各対策部の事務分担に基づき全庁的な活動を実施する。

(4) 幹部職員等への連絡手段の確保

町の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話、電子メール等による連絡手段を確保する。

(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

町の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、町長等の代替職員については、次のとおりとし、その他の職員の代替職員については別に定める。

名 称	代 替 職 員
町 長	副 町 長
副 町 長	企画財政部長
教 育 長	教 育 部 長

(6) 職員の服務基準

町は、体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

(7) 交代要員等の確保

町は、防災に関する体制を活用しつつ、町対策本部を設置した場合においてその機能が確保されるよう、次の項目について定める。

- ① 交代要員の確保その他職員の配置
- ② 食料、燃料等の備蓄
- ③ 自家発電設備の確保
- ④ 仮眠設備等の確保
- ⑤ その他町対策本部の機能の確保に関し必要な事項

3 消防機関の体制

(1) 消防本部及び消防署における体制

消防本部及び消防署は、町における参集基準等と同様に、消防本部、消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、町は、消防本部及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

消防事務組合は、音更消防団（以下「消防団」という。）が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、道及び町と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組を積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、消防事務組合は、道及び町と連携し、消防団員に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、消防事務組合は、消防本部及び消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

4 国民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

町は、武力攻撃事態等の事態認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設する。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

なお、救済に係る手続きは、国民保護措置の実施に伴う命令、要請等を担当する部課等が行う。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

項 目	内 容
損失補償 (国民保護法第1 59条第1項)	特定物資の収用に関する事。 (国民保護法第81条第2項)
	特定物資の保管命令に関する事。 (国民保護法第81条第3項)
	土地等の使用に関する事。 (国民保護法第82条)
	応急公用負担に関する事。 (国民保護法第113条第1項・第5項)
損害補償 (国民保護法第1 60条)	国民への協力要請によるもの (国民保護法第70条第1項・第3項、第80条第1項、第115 条第1項、第123条第1項)
不服申立てに関する事。 (国民保護法第6条、第175条)	
訴訟に関する事。 (国民保護法第6条、第175条)	

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

町は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、文書編集保存規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

町は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第2 関係機関との連携体制の整備

町は、国民保護措置を実施するにあたり、国、道、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、次のとおり、関係機関との連携体制の整備のあり方について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

町は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災における連携体制を活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

町は、国、道、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

町は、避難、救援等の個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、町国民保護協議会の会議を活用するなど関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

2 国の機関との連携

(1) 指定地方行政機関との連携

町は、関係指定地方行政機関による国民保護措置が円滑に実施されるよう、関係指定地方行政機関との連携を図る。

(2) 自衛隊との連携

町は、自衛隊による国民保護等派遣が円滑に行われるよう、自衛隊との連携を図る。

3 道との連携

(1) 道の連絡先の把握等

町は、緊急時に連絡すべき道の連絡先及び担当部署（担当部課等名、所在地、電話（FAX）番号、電子メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、道と必要な連携を図る。

(2) 道との情報共有

町は、警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、道との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 町国民保護計画の道への協議

町は、道との国民保護計画の協議を通じて、道の行う国民保護措置と町の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 道警察との連携

町長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、道警察と必要な連携を図る。

4 近接市町村との連携

(1) 近接市町村との連携

町は、近接市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」等に基づき、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町村相互間の連携を図る。

(2) 消防機関の連携体制の整備

消防事務組合は、町と連携し、消防機関の活動が円滑に行われるよう、他の市町村の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

5 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関及び指定地方公共機関の連絡先の把握等

町は、町の区域において業務を行う指定公共機関及び指定地方公共機関との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関及び指定地方公共機関の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握する。

(2) 医療機関との連携

町は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防事務組合とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

(3) 関係機関との協定の締結等

町は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災における協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、町は、町の区域内の事業所における国民保護措置への取組に支援を行い、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図るとともに、市街地における避難が円滑に実施されるよう、不特定多数の者が利用する施設における警報の伝達、施設利用者の安全確保等について、当該施設管理者から協力が得られるよう、道と協力し、連携体制の確保に努める。

6 ボランティア団体等に対する支援

(1) 住民組織等に対する支援

町は、住民組織等に対して国民保護措置の周知を図るとともに、住民組織等相互間、消防団及び町等との間の連携が図られるよう配慮する。

また、町及び消防事務組合はその活動環境の整備を図るよう努めるとともに、消防団等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図るよう努める。

(2) ボランティア団体等に対する支援

町は、防災に係る連携体制を踏まえ、日本赤十字社北海道支部、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るよう努める。

第3 通信の確保

町は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、非常通信体制の整備等による通信の確保の重要性にかんがみ、次のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

(1) 非常通信体制の整備

町は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図る。なお、非常通信体制の整備にあたっては、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携を図る。

(2) 非常通信体制の確保

町は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、防災における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

第4 情報収集・提供等の体制整備

町は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知・伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、次のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

町は、武力攻撃及び武力攻撃災害の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集・整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備にあたっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、通信体制の確保にあたっては、防災における体制において確保している通信手段を活用するとともに、次の事項に十分留意し、その運用、管理、整備等を行う。

施設・設備面	非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	道と連携し、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
運用面	夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信ふくそう時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	通信訓練を行うにあたっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。

運用面	無線通信系の通信ふくそう時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
	住民に情報を提供するにあたっては、広報車、インターネット等を活用するとともに、高齢者、障がい者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常の手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

(3) 情報の共有

町は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティ等に留意しながらデータベース化等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

町は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員や社会福祉協議会、国際交流関係団体等との協力体制を構築するなど、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮する。

(2) 防災行政無線の整備

町は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備に努めるなど通信体制の充実に努める。

(3) 道警察との連携

町は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、道警察との協力体制を構築する。

(4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付け消防連第17号国民保護運用室長通知）については、インターネット、各種会議等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(5) 多数の者が利用する施設等に対する警報の伝達のための準備

町は、道から警報の内容の通知を受けたときに町長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、ホテル、ショッピングセンター、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、道との役割分担を考慮して定める。

(6) 民間事業者からの協力の確保

町は、民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、道と連携して各種の取組を推進する。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類、収集及び報告の様式

町は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷した住民の安否情報に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手續その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号。以下「安否情報省令」という。）に規定する様式により収集し、道への報告を行う。

【収集・報告すべき情報】

- | |
|--|
| <p>1 避難住民・負傷住民</p> <p>① 氏名</p> <p>② フリガナ</p> <p>③ 出生の年月日</p> <p>④ 男女の別</p> <p>⑤ 住所（郵便番号を含む）</p> <p>⑥ 国籍</p> <p>⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）</p> <p>⑧ 負傷(疾病)の該当</p> <p>⑨ 負傷又は疾病の状況</p> <p>⑩ 現在の居所</p> <p>⑪ 連絡先その他必要情報</p> <p>⑫ 親族・同居者への回答の希望</p> <p>⑬ 知人への回答の希望</p> <p>⑭ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意</p> <p>2 死亡住民</p> <p>(上記①～⑦に加えて)</p> <p>⑮ 死亡の日時、場所及び状況</p> <p>⑯ 遺体が安置されている場所</p> <p>⑰ 連絡先その他必要情報</p> <p>⑱ ①～⑦、⑮～⑰の親族・同居者・知人以外の者への回答の同意</p> |
|--|

(2) 安否情報収集のための体制整備

町は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供できるよう、あらかじめ、町における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、道の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

町は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関を把握するなど、必要な準備を行う。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

町は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡にあたる担当を定めるとともに、道における被災情報の収集・報告体制を踏まえ、必要な体制の整備を図る。なお、被災情報の報告は、資料編に掲載の様式により行う。

(2) 担当者の育成

町は、あらかじめ定められた情報収集・連絡にあたる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

第5 研修及び訓練

町職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、町における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、次のとおり定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

町は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所（市町村アカデミー）、道消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

町は、職員に対して、国、道等が作成する国民保護に関する教材や資料等を活用し、多様な方法により研修を行う。

また、消防事務組合は、道及び町と連携し、消防団員に対して国が作成するビデオ教材やインターネット等を活用した国民保護措置に関する研修等を行う。

さらに、町は、住民組織等に対しても多様な方法により研修機会を確保するよう努める。

(3) 外部有識者等による研修

町は、職員等の研修の実施にあたっては、消防職員、道の職員、道警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練

(1) 町における訓練の実施

町は、近隣市町村、道、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施にあたっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存の知識及び方法を活用するとともに、道警察、自衛隊等との連携を図る。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するにあたっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、次に示す訓練を実施する。

- ① 町対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び町対策本部設置運営訓練
- ② 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ③ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練にあたっての留意事項

- ① 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- ② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等にあたり、住民組織等の協力を求めるとともに、特に高齢者、障がい者その他特に配慮を有する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、町国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- ④ 町は、住民組織等と連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等について住民の参加が容易となるよう配慮する。
- ⑤ 町は、道と連携し、学校、病院、ホテル、ショッピングセンター、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- ⑥ 町は、道警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、次のとおり定める。（通信の確保、情報収集・提供体制など前章に記載しているものを除く。）

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の準備

町は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

また、本町は積雪寒冷地であるため、積雪により道路が寸断され、地域が孤立する状況が生じるおそれがあることにかんがみ、道路の除雪及び閉鎖状況の照会先や冬季における交通機関の輸送体制等の把握については特に留意する。

【町対策本部において集約・整理すべき基礎的資料の例】

- ① 地形図
道路網等
- ② 人口分布
世帯数、昼間人口、夜間人口等
- ③ 輸送力リスト
トラック、バス等の運送事業者の保有する輸送力、保有車両台数等
- ④ 避難施設リスト
避難施設の面積、構造、収容能力等
- ⑤ 備蓄物資、調達可能物資リスト
備蓄物資・資材の所在地、数量、区域内の物資・資材取扱事業者リスト
- ⑥ 生活関連等施設等リスト
- ⑦ 関係機関（国、道、民間事業者等）の連絡先一覧、協定
- ⑧ 住民組織等の連絡先一覧

(2) 隣接する市町との連携の確保

町は、町の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から隣接する市町と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障がい者等への配慮

町は、避難住民の誘導にあたっては、高齢者障がい者等自ら避難することが困難な者の避難について、防災における各種マニュアル等を活用し、避難対策を講じる。

(4) 民間事業者からの協力の確保

町は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、そ

の協力が得られるよう、平素から連携・協力関係の構築を図る。

(5) 学校や事業所との連携

町は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

2 避難実施要領のパターンの作成

町は、町の各執行機関及び関係機関（消防事務組合、道、道警察、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

3 救援に関する基本的事項

(1) 道との調整

町は、道から救援の一部の事務を当該町において行うこととされた場合及び町が道の行う救援を補助する場合において、町の行う救援の活動内容や道との役割分担等について、防災における町の活動状況等を踏まえ、あらかじめ道と調整する。

(2) 基礎的資料の準備

町は、道と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組と並行して、関係機関との連携体制を確保する。

また、本町が積雪寒冷地であることにかんがみ、冬季における救援を考慮して、暖房器具や自家発電機の備蓄状況又は調達体制等の把握については特に留意する。

【町対策本部において集約・整理すべき基礎的資料の例】

- ① 物資
備蓄場所、備蓄物資等
- ② 医療の提供
災害拠点病院、医師・看護師等の人数、医療器具・医薬品の整備状況等
- ③ 埋葬及び火葬
火葬施設、埋葬施設

(3) 電気通信事業者との調整

町は、避難所との連絡手段として電話その他の通信設備の臨時的設置について、指定公共機関である電気通信事業者とあらかじめ調整を行う。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

町は、道と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

特に、冬季の道路においては、積雪による幅員の減少、深雪やアイスバーンによる路面の悪化等により通行に障害を生じる区間が発生することを踏まえ、除雪の実施体制との連携に留意する。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

町は、道が保有する町の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

【輸送力に関する情報】

- ① 保有車両等（鉄道、定期・路線バス、飛行機等）の数、定員
- ② 運送事業者の本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法 など

【輸送施設に関する情報】

- ① 道路（路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など）
- ② 鉄道（路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など）
- ③ 飛行場（飛行場名、滑走路の本数、管理者の連絡先など）

(2) 運送経路の把握等

町は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、道が保有する町の区域に係る運送経路の情報を共有し、道との連携を図る。

5 避難施設の指定への協力

町は、道が行う避難施設の指定に際しては、必要な情報を提供するなど道に協力する。

町は、道が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、道と共有するとともに、道と連携して住民に周知する。

6 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等

町は、町の区域に所在する生活関連等施設について、道を通じて把握するとともに、道との連絡体制を整備する。

【生活関連等施設の種類及び所管省庁、所管道担当部局】

国民保護法施行令	各号	施設の種類	所管省庁名	道の所管部局名
第27条	第1号	発電所、変電所	経済産業省	総務部 危機対策局
	第2号	ガス工作物	経済産業省	
	第3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省	
	第4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省	
	第5号	電気通信事業用交換設備	総務省	
	第6号	放送用無線設備	総務省	
	第7号	水域施設、係留施設	国土交通省	
	第8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省	
	第9号	ダム	国土交通省 農林水産省	
第28条	第1号	危険物	総務省消防庁	
	第2号	毒劇物(毒物及び劇物取締法)	厚生労働省	
	第3号	火薬類	経済産業省	
	第4号	高圧ガス	経済産業省	
	第5号	核燃料物質(汚染物質を含む。)	文部科学省 経済産業省	
	第6号	核原料物質	文部科学省 経済産業省	
	第7号	放射性同位元素(汚染物質を含む。)	文部科学省	
	第8号	毒劇薬(薬事法)	厚生労働省 農林水産省	
	第9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省	
	第10号	生物剤、毒素	各省庁(主務大臣)	
	第11号	毒性物質	経済産業省	

(2) 生活関連等施設の安全確保

町は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、町の管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

- ① 施設の巡回を実施するなど、自主警戒の強化に努めること。
- ② 関係機関との連絡網の構築に努めること。
- ③ 施設の入出管理にあたっては、身分確認に留意すること。 など

(3) 町が管理する公共施設等における警戒

町は、町が管理する公共施設等について、特に情勢が緊迫している場合等においては、必要に応じ、生活関連等施設の対応を参考にするとともに、道の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合においては、道警察等との連携を図る。

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

町が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、次のとおり定める。

1 町における備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、町としては、国及び道の整備の状況等も踏まえ、道と連携して対応する。

【国民保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具 など

(3) 道等との連携

町は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、道と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村、事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

2 町が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

町は、国民保護措置の実施を念頭におきながら、町が管理する施設及び設備について、整備及び点検を行う。

(2) ライフライン施設の機能の確保

町は、町が管理する上下水道施設等のライフライン施設について、防災における予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

町は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、次のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

町は、国及び道と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うなど、国民保護に関する住民への浸透を図る。

また、高齢者、障がい者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を配布するなど実態に応じた方法により啓発を行う。

(2) 防災に関する啓発との連携

町は、啓発の実施にあたっては、消防事務組合と協力し、防災における啓発とも連携し、消防団等の特性をいかながら住民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

町教育委員会は、道教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び安全対応能力育成のため、町立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神等を養うための教育を行うよう努める。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

町は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の町長等に対する通報義務、不審物等を見つけた場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、町は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

また、町は、日本赤十字社北海道支部、道、消防事務組合等と連携し、傷病者の応急手当についての普及に努める。